### なごみグループ(税理士・社労士)

大阪事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5·6F Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118

#### 東京事務所

〒141-0021 東京都品川区上大崎 3-14-12·5F Tel 03-6231-7050 Fax 03-6231-7051

#### April, 2011



www.101dog.co.jp

## 4月~6月が繁忙期にあたる事業所に朗報!

# 社会保険の標準報酬月額 保険者算定の取扱いが変わりました

## 保険者算定とは?

社会保険料は各従業員の標準報酬月額を基に算出されます。従業員の報酬(給料等)は昇給などで変動しますので、毎年 1 回定期的に見直しされることになっています。

具体的には、事業主が4月・5月・6月(支払基礎日数が17日未満の月は除く)に支払った報酬を平均した金額を基に、標準報酬月額の等級区分にあてはめ、その年の9月から翌年の8月までの標準報酬月額を決定するという仕組みです。これが通常の算定方法です。

しかし、この方法ですと、算定することができなかったり、算定した結果が不当なものとなってしまうことがあります。次のような場合です。

#### 【 1 . 算定することが困難 】

報酬の支払基礎日数が4・5・6月のいずれの月も17日未満のとき 病気欠勤で、4・5・6月に報酬を全く受けないとき

#### 【2.算定した結果が著しく不当】

4・5・6月の3か月間において、3か月分以前の給料の遅配分を受け、又は、さかのぼった 昇給によって数月分の差額を一括して受ける等通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間にお いて受けた場合

4・5・6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合

4・5・6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合

これらの場合は通常の方法では算定せず、保険者が特別な方法で算定することにより、標準報酬月額を決定します。これを「保険者算定」と言います。従来の行政通達では、保険者算定を行うのは上記のような場合に限るとされてきました。

## 今回改正された点は?

しかし、本年3月31日にこの通達が改正され、保険者算定の対象となる場合が追加されました。

当年の4・5・6月の3か月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額と、前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合

従来は、4 月から 6 月が繁忙期に当たり、時間外割増賃金を通常の月よりも多く支給していたような場合は、社会保険料が 1 年間高止まりするというようなケースもあったかと思います。しかし、今回の改正により、そのようなケースは保険者算定を利用できることになり、場合によっては社会保険料が引き下がることになります。

### 手続きはどうするか?

事業主が次のような要領で申し立てることにより行います。

- ·対象となる被保険者が新たに追加する要件に該当すると考えられる理由を記載した申立書を 日本年金機構に提出する
- ・申立書には、保険者算定を申し立てることに関する被保険者の同意書を添付する
- ・前年7月から当年6月の被保険者の報酬額等を記載した書類を提出する
- ・その被保険者の報酬月額算定基礎届の備考欄に、その旨を附記して提出する

## 忘れがちな国民年金の手続き

今話題の 主婦年金のお話



意外と忘れがちな国民年金の手続き。

特に忘れがちなのが、第3号被保険者が一定の場合に行わなければならない手続きです。

第3号被保険者とは...

第2号被保険者(厚生年金保険の被保険者や共済組合の組合員)の配偶者で、第2号被保険者の収入によって生計を維持する20歳以上60歳未満の者。

第3号被保険者は国民年金保険料を支払わなくても国民年金に加入していることになります。 なお、第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満で第2号、第3号被保険者以外の者(自営 業者、学生、無職の者等)。

例えば、<u>厚生年金保険に加入していた夫が退職した場合</u>、夫は第2号被保険者ではなくなり、市区町村役場で第1号被保険者となる手続きをします。その際、在職中に妻が被扶養者であったのであれば、併せて妻についても第3号被保険者から第1号被保険者に切り替えるための届出が必要です。<u>妻の収入が増えて被扶</u>養者でなくなった場合、離婚した場合等も同様です。

第1号被保険者ですから、当然、その後は毎月の国民年金保険料を納めなければなりません。これをしないと、将来受給する老齢年金が少なくなったり、受給資格がなくなってしまう可能性があります。

切り替えの届出をしていなかった方が約100万人いると言われています。これが、今話題となっている "主婦年金切り替え忘れ問題"です。現在、政府では、このような方に対して、何らかの救済措置を採るべ く検討が進められています。

一方で、既に年金を受給している方の中で、本来は第1号被保険者として保険料を納めていなかったのに 第3号被保険者として取り扱われ、本来より多くの年金を受給しているという問題もあります。

今回どのような措置が採られるにしろ、今後は届出を忘れないよう注意が必要です。

(文章担当:安野)

#### ~ 戦略 MG(マネシ'メントケ'-ム)研修のご案内 ~

参加者全員が製造業の社長に就任し、自分の会社の経営を進め、期の終了後に決算を行い、財務諸表(B/S、P/L)を作成します。本格的な企業会計原則を取り入れており、楽しみながら、管理会計が学べ、経営・計数・コスト感覚、リーダーシップ能力、意思決定能力を高める事ができます。余談ですが、S バンクの S 社長は S バンクを立ち上げる前に、博多でこのマネジメントゲームを受講されております。ご興味のある方はぜひ「株式会社 和」までお問い合わせ下さい。(06-6944-4117)